

オオトラツグミ  
保護増殖事業 10 ヶ年実施計画  
(2014 年－2024 年)

平成 26 年 12 月

令和元年 12 月改定

環境省沖縄奄美自然環境事務所

# オオトラツグミ保護増殖事業 10 ヶ年実施計画改定案

## 1. 背景

### (1) 生態及び生息状況

オオトラツグミ *Zoothera dauma major* は、奄美大島のみで繁殖する、トラツグミの固有亜種である。全長約30cm、翼長159~171mm (n=27)。上面はくすんだ黄褐色ないしオリーブ色の虎模様で、羽毛の先端は黒く羽軸側は白い。下面は淡色で三日月型の斑が密にあり、尾羽は黒っぽく12枚である(本州産亜種トラツグミは14枚)。林床の湿潤な照葉樹壮齢林に主に生息し、繁殖期には夜明け前の短時間に独特の声で一斉にさえずる。1999年からこの時期に実施されているさえずり数のカウント調査によると、繁殖期に確認されたさえずり個体数は500個体前後である(特定非営利活動法人奄美野鳥の会 2013)。分布域は近年拡大しており、それにともない個体数も増加傾向が見られる。平成24年度時点の生息個体数は5,024個体程度と推測されており(Mizuta *et al.* 2017)、それ以降も2,000~5,000個体で推移していると考えられる。

### (2) 法的位置づけ等

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
  - ・平成5年に国内希少野生動植物種に指定
  - ・平成11年に保護増殖事業計画を策定
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
  - ・昭和40年に生息地の一部が国指定湯湾岳鳥獣保護区に指定
- 文化財保護法
  - ・昭和43年に生息地の一部である神屋・湯湾岳が国の天然記念物に指定
  - ・昭和46年に国の天然記念物に指定
- 自然公園法
  - ・平成29年に生息地の一部が奄美群島国立公園に指定
- その他
  - ・環境省レッドリスト2019において絶滅危惧II類(VU)に掲載

### (3) 保護増殖事業のこれまでの成果(詳細は別紙参照)

#### 【1. 生息状況の把握・モニタリング等】

- 繁殖期のさえずり一斉調査により、生息状況の動向を把握してきた。近年、さえずり個体数の増加を確認、分布域の拡大も示唆されている。
- 営巣場所の探索や繁殖行動等の観察により繁殖に関する情報を収集した。

○標識の装着等による個体識別を実施し、個体の行動及び行動圏等を把握した。

○さえずり一斉調査の結果及び地形・植生図等のデータにより、個体数の多寡に影響を与え得る環境要因（林齢、標高、広葉樹林面積等）の把握及び個体数の推定を実施した。

## 【2. 生息地における生息環境の維持・改善】

○本種の生息・繁殖に適した環境の維持・改善を図るため、本種の生息状況及び専門家の意見等を踏まえ、平成29年3月に奄美群島国立公園に指定した。

## 【3. 生息地における監視等】

○地域の関係者や国・地方公共団体等により、日常的に本種の生息地を含む地域の監視及び情報収集が実施されてきた。

## 【4. 普及啓発の推進】

○本種の生息状況、保護の必要性及び保護増殖事業の実施状況等に関して、パンフレット配布等により普及啓発を推進してきた。

## 【5. 効果的な事業の推進のための連携の確保】

○各種調査や研究、普及啓発など様々な場面において、多様な主体が連携し効果的に事業を実施してきた。

## （4） 保護上の問題点

オオトラツグミ保護増殖事業10ヶ年実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定するにあたり、平成26年度に今後の保護上の問題点を抽出した。実施計画策定から5年目にあたる平成30年度に、保護増殖検討会にて実施計画の達成状況について評価を行った結果、実施計画に基づく取組の実施により改善された点もあったが、以下に列記するようにいまだ保護上の問題点が残されている。実施計画の折り返し地点を迎えた平成30年度時点で抽出された保護上の問題点を下記のとおり整理した。

### 【1. 生息状況の把握・モニタリング等】

○過去のさえずり調査結果の再評価及び本実施計画の目標である環境省レッドリストのランクダウンの根拠とするため、推定個体数を把握し、かつ個体群の増減をモニタリングするためのデータの収集が必要。

- 個体群としての健全性を把握するために繁殖状況の把握が必要。
- 遺伝的多様性などを把握するためのさらなる遺伝学的調査が必要。

#### 【2. 生息地における生息環境の維持・改善】

- 繁殖地、繁殖時期を考慮した開発行為の制限が必要。

#### 【3. 飼育下での繁殖等】

- 野生復帰が困難な個体の取扱の整理が必要。

#### 【4. 普及啓発の推進】

- 認知度が低く、地域住民への普及啓発が不足している。

#### 【5. 効果的な事業の推進のための連携の確保】

- 関係機関の各種調査結果の情報共有や、地域との連携が必要。
- 自治体、業者との連携による開発計画の情報共有が必要。
- 関係機関の役割分担がされていない。

#### (5) 実施計画を改定した理由

奄美大島は、徳之島、沖縄島北部及び西表島とともに世界自然遺産推薦地となっており、とりわけ本種は奄美大島におけるかけがえのない自然の顕著な普遍的価値の証明に不可欠な存在の一つである。また、生物多様性国家戦略2012－2020において設定されている目標の一つに、「C-2：絶滅危惧種のランクが下がる種を増加させる。」があることから、保護増殖事業をより一層進め、安定した個体群を維持するため、平成26年度に実施計画を策定した。

平成26年度以降、(3) 保護増殖事業のこれまでの成果で示したとおり国立公園の指定や継続的なモニタリング調査等により、本種の保護増殖について一定の成果を得た。本種をとりまく環境や生息状況が変化する中で、現状に即した計画とし、実施計画目標を達成するために必要な活動内容として、「5ヶ年おきに進捗状況を評価し、実施計画の見直しを行うこと」が定められている。実施計画策定から5年目となり当年が計画の見直し年に当たることから、毎年保護増殖検討会で報告していた実施計画の進捗をとりまとめ、活動内容の達成状況の評価を行った結果、目標が十分に達成された項目、達成が不十分な項目、状況の変化により活動の優先順位が変化した項目が挙げられた。評価の結果を踏まえ、令和元年度以降に、目標の達成に向けてより効率的かつ効果的に保護増殖事業が実施できるよう、活動項目の見直し及び実施計画の構成を変更し、実施計画の改定を行った。

## 2. 実施計画目標

外来種や開発等、本種の減少要因が除去または緩和され、本種の分布域及び生息数が増加し、令和6年（2024年）3月末までに環境省レッドリストにおいて絶滅のおそれのある種（絶滅危惧種）として掲載されなくなることを目標とする。

## 3. 実施期間

平成26年（2014年）12月1日～令和6年（2024年）3月31日

## 4. 実施計画目標を達成するために必要な活動内容及び成果

（1）生息状況の把握・モニタリング等

目標1：現在のモニタリングを継続することで、効果的に生息状況、生態、遺伝学的知見等に関する情報が収集・蓄積され、生息個体数等の評価に用いられる。

<活動1>

活動1：現況のモニタリング調査の継続により生息状況及び生態を把握する。

活動1-1：分布及びさえずり個体数の経年変化、繁殖活動のモニタリングを継続し、生息状況及び生態に関する情報を蓄積する。

H26～R5：モニタリング調査の継続実施による生息情報の蓄積

活動1-2：過去のモニタリング調査結果を再評価する。

H26～H28：モニタリング結果の評価及び調査手法の見直し

活動1-3：捕獲個体等からの組織サンプリングにより遺伝的多様性を把握し、個体群の健全性の評価等が行われる。

H26～H28：組織のサンプリング、保存及び遺伝学的分析

H29～：個体群の健全性の評価

活動1-4：生息個体数の増減について傾向を把握するため、より精度が高く、効率的なモニタリング手法を検討・開発し、生息個体数の評価を行う。

H26～H28：個体数推定手法の検討・開発

H29～R5：モニタリング結果による生息状況の評価

### <効果1>

効果1：効果的なモニタリングにより個体数の経年変化が把握でき、生態調査の結果から個体数を減少させる要因や生息に必要な環境要因が解明される。また、遺伝学的解析からは個体群の遺伝的な健全性が評価され、これらの知見が保全対策に活用される。

### (2) 生息地における生息環境の維持・改善

目標2：好適生息地が適正な保護管理により維持される。また、生息環境に影響を及ぼし得る行為の把握及び制限等により、生息個体数が増加し、分布域が拡大する。

### <活動2>

活動2-1：鳥獣保護区及び国立公園を適正に保護管理することで生息環境を維持する。

活動2-1-1：好適生息地を可能な限り国立公園特別保護地区、第1種特別地域として指定し、またその他の生息地についても国立公園区域として指定することにより適切に保全管理する。

H26～H28：国立公園指定作業

H29：奄美群島国立公園指定（面積：陸域 42,181ha、海域 33,082ha）

R1：奄美群島国立公園の公園計画変更について検討を開始し、より適正な保全管理の強化を行う。

活動2-1-2：自然公園法等の適正な執行により生息環境に影響を及ぼし得る開発計画及び行為を規制する。

H26～：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び自然公園法（国立公園指定後）の適正な執行

活動2-2：国立公園等の法的指定地域以外においても、関係機関との調整と連携により、開発等の実施時に生息環境の保全への配慮を行う。

### <効果2>

効果2-1：国立公園指定地域内の生息地面積と生息個体数が維持・増加する。

効果2-2：国立公園等の法的指定地域における生息地の拡大、生息地の分断解消等に寄与する。

### (3) 傷病個体の救護等

目標 3：傷病個体の救護体制及び野生復帰が困難な個体の飼育体制が構築される。また、野生復帰が困難な個体を用いた生態・生理・病理学的情報収集、普及啓発及び飼育下繁殖の方針について検討が行われる。

<活動 3 >

活動 3：関係機関、自治体、獣医師会及び関係団体とともに傷病個体の救護と野生復帰について方針を検討・決定し、傷病個体の救護・野生復帰の体制を構築する。その際、野生復帰が困難な個体の取扱について、生態・生理・病理学的情報収集及び普及啓発を含む観点から検討する。

H26～27：救護・野生復帰の方針検討・決定

H28～：方針・体制に基づき救護・野生復帰を実施

H31～R1：野生復帰が困難な個体の活用について方針の検討・決定

R2～：方針に基づき野生復帰が困難な個体を飼育、活用

<効果 3 >

効果 3：傷病個体の迅速かつ適切な救護により生存個体数及び野生復帰個体数が増加する。また、病理学的データが蓄積し、活用される。

(4) 生息地における監視等

目標 4：地域の住民や関係機関による生息地の見回りが継続的に実施され、情報が共有される。

<活動 4 >

活動 4：H26～R5 地域の住民や関係機関による見回りの継続的な実施

<効果 4 >

効果 4：営巣地への不用意な接近等、個体群の維持に悪影響を及ぼしうる行為の防止。

(5) 普及啓発の推進

目標 5：本種の保全のための普及啓発を推進し、保全への地域住民等の理解が向上する。

<活動 5 >

活動 5-1：ウェブサイトの設置、パンフレット作成・配布、マスコミ向け報道発表・傷病個体の展示を通じた普及啓発及びボランティア参加型調査の実

施により、本種の保全への地域住民、観光客の理解を深める。

H26～：ウェブサイトの設置とアップデート、パンフレットの作成・配布

H26～：ボランティア参加型調査の実施

R1～：傷病個体の展示による普及啓発

活動 5-2：本種の保全への理解度を測るために地域住民、観光客向けに、5年おきにアンケート調査を実施する。

H27、R1：アンケート調査の実施

<効果 5 >

効果 5：地域住民及び観光客の本種の保全に関する認知度・理解度の増加。

(6) 効果的な事業の推進のための連携の確保

目標 6-1：本種の保全対策が効果的に推進されるように関係機関・団体、自治体及び関係者の間の連携が強化される。

<活動 6-1 >

活動 6-1：本種の保護増殖検討会等関連会議、必要に応じ随時実施する調整会議等を通して、関係機関・団体、自治体及び関係者による各種調査結果、保護対策に係る情報共有、集約化を行い、保全対策における連携、開発計画等における本種保全への配慮を強化する。

H26～：検討会（毎年）とその他必要に応じ調整会議等の開催、関係者が保有する生息分布等のデータの集約、GIS化及び公表、調査報告書等の共有

<効果 6-1 >

効果 6-1：開発計画等における配慮事例の増加、関係機関・団体の連携による保護対策の事例数の増加、関係機関・団体等によるGIS等データ及び調査結果の利用の増加。

目標 6-2：保護増殖検討会にて、毎年実施計画の進捗について報告するとともに、5ヶ年おきに進捗状況を評価し実施計画の見直しを行う。

<活動 6-2 >

活動 6-2-1：毎年、保護増殖検討会にて、本種の保護増殖事業実施計画の実施結果について報告し、検討委員からの改善点等に関する助言に基づき、より効果的かつ効率的な事業実施のための改善を行う。

活動 6-2-2：平成 30 年に実施計画の進捗状況を総合的に評価し、必要な点について実施計画の見直しを行う。また令和元年以降は本事業実施計画の目標達成度を評価し、実施計画の要否も含めて今後の方針を検討・決定する。

<効果 6 - 2 >

効果 6-2-1：より効果的かつ効率的な事業実施。

効果 6-2-2：事業実施計画の目標達成状況が総合的に評価され、効果性及び効率性の観点から実施計画の必要な見直しが行われる。

## 5. 活動実施スケジュール（矢印の太さは重要度を表現）

	R1	R2	R3	R4	R5
1-1:分布、さえずり個体数の経年変化把握、繁殖活動モニタリング					
1-2:過去の結果の再評価及び手法の見直し					
1-3:遺伝学的調査					
1-4:個体数推定・生息状況評価			評価		
2-1-1:国立公園保全管理	公園計画変更の検討・保全管理強化				
2-1-2:法規制					
2-2:法的指定地域外生息環境保全					
3:傷病個体の救護体制構築、実施	飼育個体の活用方針検討・決定 傷病個体救護	方針に従い飼育・活用			
4:生息地見回り					
5-1:普及啓発	WEBサイトリニューアル		更新		
		パンフレット作成・配布等			
5-2:アンケート調査					
6-1:関係機関等の各種調査結果等の情報集約、連携強化					
6-2-1:保護増殖検討会の開催					
6-2-2:実施計画の評価・見直し	計画改定				

## 6. 引用文献

特定非営利活動法人奄美野鳥の会（2013）第20回2013年オオトラツグミー斉調査調査報告書. p.3.

Mizuta, T., Takashi, M., Torikai, H., Watanabe, T. & Fukasawa, K. (2017) Song-count surveys and population estimates reveal the recovery of the endangered Amami Thrush *Zoothera dauma major*, which is endemic to Amami-Oshima Island in south-western Japan. Bird Conservation International 27: 470-482.